伊奈町既存木造住宅耐震改修等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊奈町建築物耐震改修促進計画に基づき既存建築物 の耐震化の促進を図るため、既存木造住宅の耐震診断又は耐震改修に要 した費用の一部を補助することに関して、伊奈町補助金等交付規則(平成11年規則第5号。以下「規則」という。)で定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
  - (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会の「木造住宅の耐震 診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法により、建築士 法(昭和25年法律第202号)第2条第1項に規定する建築士の資 格を有する者が木造住宅の地震に対する安全性を評価することをい う。
  - (2) 耐震改修 耐震診断による上部構造評点が1.0未満の建築物 又は基礎が安全でないと診断された建築物について、上部構造評点が 1.0以上及び基礎が安全となるよう改修することをいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 町内の昭和56年以前に建築された木造一戸建て住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する兼用住宅を含む。)に係る耐震診断又は耐震改修
  - (2) 伊奈町耐震シェルター設置補助金交付要綱(令和6年要綱第29号)による耐震シェルター設置に係る補助金の交付決定の通知を受けていない建築物

(補助対象者)

- 第4条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、町 の住民基本台帳に記載されている者
  - (2) 補助対象事業を実施する建築物の居住者であり、かつ所有者
  - (3) 町税の滞納がない者

(補助金の額)

- 第5条 耐震診断に係る補助金の額は、耐震診断費用に3分の2を乗じて得た額(1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、100, 00円を限度とする。
- 2 耐震改修に係る補助金の額は、耐震改修費用に100分の23を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)とし、500,00円を限度とする。
- 3 建築物1棟に対して、耐震診断又は耐震改修それぞれ1回に限り補助 を受けられる。
- 4 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。 (交付の申請)
- 第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、当該年度の10月末日までに、補助金等交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。
  - (1) 案内図及び配置図
  - (2) 登記事項証明書等の建築物の所有者及び建築年月日を証明することができる書類
  - (3) 耐震診断又は耐震改修の見積書の写し
  - (4) 耐震改修の場合 耐震診断結果報告書及び耐震改修設計図
  - (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査の 上、その内容が適当であると認めた場合は、補助金等交付決定通知書 (第2号様式)により補助対象者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

- 第8条 補助対象者は、補助対象事業の計画の変更(町長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は補助対象事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、遅延なく補助事業計画変更、中止(廃止)申請書(第3号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は 補助対象事業の遂行が困難になったときは、遅延なくその原因及びこれ に対する措置を町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 町長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった

場合には、交付を取り消し、又は変更することができる。 (実績報告)

- 第9条 当該補助対象事業が完了したときは、当該年度の2月末日まで に、補助事業実績報告書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添え て、町長に提出しなければならない。
  - (1) 耐震診断の場合 耐震診断結果報告書
  - (2) 耐震改修の場合 補強方法等の耐震改修内容がわかる図書、耐震改修後の耐震診断結果報告書及び現場写真(当該現場写真は、耐震改修の現場の施工前、施工中及び施工後の写真とする。)
  - (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合において、当該補助金の目的が達成されたと認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助金等確定通知書(第5号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助対象者は、当該補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(第6号様式)により町長に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、補助対象事業の当該取り消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、補助対象者に対し、補助金等返還命令書(第7号様式)により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。